

令和2年5月1日

各位

学校法人東京電機大学  
管財部

### 新型コロナウイルス感染症への対応に係る

本法人設置の学校施設を使用する行事等の原則中止又は延期の継続について (再々要請)

新型コロナウイルス感染症への本法人の対応につきましては、令和2年2月25日付「新型コロナウイルス感染症への対応に係る本法人設置の学校施設を使用する行事等の原則中止又は延期について(要請)」、令和2年3月25日付で5月10日までの期限延長についてお願いしましたとおりです。その後、令和2年3月13日には改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立・公布(3月14日施行)、令和2年4月7日には、非常事態宣言が発出され現在に至っております。

本法人では、非常事態宣言の延長及び感染が収束していない現状を踏まえ、本法人の施設で実施が予定されているイベントや集会等について、さらに継続して下記のとおり、中止又は延期を要請することといたしました。

各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りたく、改めてお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象期間

令和2年4月1日(水)から令和2年6月30日(火)まで

ただし、政府及び地方公共団体の方針等に基づき対象期間を変更することがあります。

#### 2. 本法人の施設を使用予定の各位の行事等について

(1) 他機関各位主催の各種試験、学会など不特定多数が集まる行事等について、原則、開催中止又は延期を要請します。

① 既に本法人に施設使用願を提出済で、資格試験など延期や中止が困難と使用者各位が判断する行事等については、各位の責任の下で3.に記載の要件を全て充足することを条件とします。

② 施設使用をキャンセルされる場合、キャンセル料は不要です。既に施設使用料を納入されている場合は、別途ご案内する方法にて後日返金いたします。

(2) 令和2年6月1日以降の対応について

① 令和2年2月25日までに施設使用の予約をされていた場合、仮予約として取り扱います。ただし、1.に記載の対象期間が延長となった場合は、その期間中の仮予約を取り消します。

② 1.の対象期間が完了するまで、新規の施設使用予約は受け付けません。

### 3. 行事等を開催する場合の要件

- (1) 「3つの条件が同時に重なる場」（3密）{(1)換気が悪い密閉空間、(2)人が密集している、(3)近距離での会話や発声}を防止する会場配置等について検討・実施してください。
- (2) 食事の提供を伴わない行事等である
- (3) 会場各所へのアルコール消毒液の設置  
※参加者数に応じた十分な数を設置してください
- (4) 参加者全員のマスク持参と着用の励行
- (5) 参加者全員への手洗いとうがいの励行の周知徹底
- (6) 机・椅子など参加者が触れる可能性のあるものに対するアルコール消毒液、次亜塩素酸、中性洗剤等による拭き取り  
※施設使用の前後に行ってください
- (7) 行事等関係者及び参加者全員の名簿（氏名・住所・電話番号）の整備  
※政府、地方公共団体より追跡調査の要請がある場合に備え準備願います

以上